

Q. 44 財産処分後に再度学校として使用することになった場合、手続は必要でしょうか。

A. 44

- 財産処分は「補助金の交付目的に反して処分を行う」場合に必要となる手続であることを鑑みると、教育目的で補助を受けている学校を財産処分後に再び当初の目的で使用する場合には、手続は不要となります。

ただし、中学校として使用していた建物を小学校に転用するなど、補助時点とは異なる学校種(※)として使用する場合等には、財産処分手続が必要となります。

※小学校又は中学校から義務教育学校に転用する場合若しくは、義務教育学校から小学校又は中学校に転用する場合は手続不要。(Q. 47 参照)

Q. 45 廃校となる前に学校開放をしていた屋内運動場を、廃校後も社会体育施設等として継続的に活用する場合、財産処分手続は必要なのでしょうか。

A. 45

- 廃校後も社会体育施設等として継続的に活用する場合、学校教育目的で使用されず、実態上、社会体育専用の施設となるため、手続が必要となります。

なお、廃校前に放課後や夜間等の学校としては使用していない時間帯に学校開放事業が行われていた場合、廃校となる前までの期間については一時的な使用となり手続は不要ですが(Q. 42 参照)、廃校後の期間については手続が必要となる場合があります。(Q. 43 参照)

【参考(例)】

屋内運動場を毎週水曜日と金曜日の放課後の時間帯のみ、地域の団体に貸与している場合、学校教育に支障のない範囲の使用であるため、一時的な使用となり手続は不要。

この学校について、廃校となった後も継続的に貸与を行う場合、学校が教育目的で使用されていないため、廃校後の期間については手続が必要。

Q. 46 公立学校施設災害復旧事業により復旧した施設については、転用・貸与・譲渡等に際して財産処分手続が必要となるのでしょうか。

A. 46

- 災害復旧事業のうち、被災した施設を原形復旧により復旧したものについては、補助金適正化法第 22 条に定める「補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産」に該当しないため、財産処分手続は不要です。復旧した建物等を転用・貸与・譲渡等する場合には、災害復旧以外の事業（新增築や大規模改造等）についてのみ手続を行ってください。

なお、新築復旧した場合などには、災害復旧事業や、その後に実施した大規模改造等について財産処分手続が必要となりますので御注意ください。

Q. 47 公立の小中学校を義務教育学校へ転用する場合の財産処分手続について教えてください。

A. 47

- 国庫補助を受けて整備された公立小中学校施設を義務教育学校へ転用する場合の財産処分手続は、学校の目的・目標、教育内容・水準、教育の提供体制において共通性があること等から補助金適正化法上「交付の目的に反した」転用とはいえないため、手続は不要となっています。

第3節 よくある質問

Q. 48 補助事業完了後 10 年以内に学校統合により学校として使用されなくなる可能性がある建物について、耐震補強事業を行うと国庫納付が発生してしまうことから耐震補強ができません。その場合は耐震補強を実施しなくてもよいでしょうか。

A. 48

- 耐震化を行うことは、児童生徒の安全を図るために重要であることから、補助事業完了後 10 年未満の耐震補強事業における無償による財産処分については、国庫納付を不要としています(Q. 35 参照)

ただし、上述の場合であっても、補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りではありません。(Q. 36 参照)

Q. 49 廃校とする場合の地方自治法上の財産管理の取扱いについて教えてください。

A. 49

- 学校施設が本来の目的どおりに利用されている場合、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための公の施設となりますので、公共の用に供する財産としての行政財産になります。(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条第 4 項)

しかしながら、廃校とする場合には、学校本来の機能が失われてしまいますので、財産を管理する権限を有する地方公共団体の長は、他の公用又は公共用施設とする場合を除き、当該学校施設について、行政財産から普通財産に改めることとなります。(地方自治法第 149 条第 7 号)

なお、行政財産から普通財産に改めることをもって財産処分手続を行う必要はありません。財産処分手続が必要となるのは、当該財産が行政財産であるか普通財産であるかを問わず、学校施設以外の目的に転用、譲渡、取壊し等をする場合です。

【参考】地方自治法

第 149 条

七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

第 238 条

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

Q. 50 学校施設が老朽化してきており、大規模改造(老朽改修)を検討中です。

しかし現在、近隣の市町村と合併の協議を行っており、合併後に使用しなくなった学校が地方公共団体内の他の施設へ転用される可能性があるため、国庫納付の発生が懸念されます。

A. 50

- 合併市町村基本計画に基づく財産処分については、補助事業完了後 10 年未経過の事業があったとしても、無償による財産処分をする場合には報告書を提出することにより、国庫納付不要で転用・貸与・譲渡ができます。(Q. 31 参照)

また、市町村合併を伴わない場合であっても、例えば、新增改築後 10 年以上経過した建物の無償による財産処分であれば、同じ建物に対して実施した大規模改造事業が 10 年未経過でも、国庫納付不要で承認されます。(Q. 37 参照)

Q. 51 例えば、廃校を社会教育施設として転用した後、更に老人福祉施設として転用する場合など、当初の財産処分承認内容とは異なる内容の財産処分を後に行う際の取扱いについて教えてください。

A. 51

- 当初の承認とは別の用途で財産処分を行う場合には、再度申請又は報告を行う必要があります。

ただし、当初の承認において処分財産の残存価額に対する補助金相当額の国庫納付を行っている場合、財産処分手続は必要ありません。(例えば、有償貸与で一定の期間分の国庫納付金を納めており、その期間の経過後も引き続き有償貸与を行う場合などは、再度手続が必要になります。(Q. 52 参照))

転用中に処分制限期間(Q. 5 参照)が経過した建物について、その後転用等を行う際には財産処分手続不要です。

- なお、「民間企業に無償譲渡を行い、その企業が建物を取り壊す」場合など、所有者が変更になった後に、当初の財産処分承認内容とは異なる内容の財産処分を行う場合も、上記と同様の考え方となります。当初の財産処分の際、処分財産の残存価額に対する補助金相当額の国庫納付を行っていないければ、施設の所有権が第三者に移転してもなお、再度の処分が行われる際には財産処分手続を行う必要があります。

仮に無償で民間企業に譲渡した後、その企業が第三者

に有償で譲渡するような場合には、このことについて財産処分手続を行う必要があるだけでなく、手続に際し必要となる国庫納付や基金積立てについても行うこととなります。このため、第三者との譲渡契約に当たって、再処分を行おうとする場合には必ず補助事業者等にその旨をあらかじめ連絡すること等を譲渡契約書に明記するなどして状況把握等に努め、財産処分手続に遺漏なきよう御留意ください。

なお、他の地方公共団体に施設を譲渡する際に、その後当該他の地方公共団体（譲渡先地方公共団体）が異なる財産処分を行う場合の手続等を、譲渡先地方公共団体に行わせる必要がある場合は、当初の財産処分申請の際（他の地方公共団体に施設を譲渡する際）に事前に文部科学省までご相談ください。

【参考(例)】

処分制限期間が経過するまでの間は転売せず、譲渡時の計画のとおり使用するよう譲渡の相手方と事前にとり決めを行う。

Q. 52 無償・有償貸与において、処分内容に変更がなく、貸与期間の更新のみを行う場合、財産処分手続は必要でしょうか。

A. 52

- 承認を受けた財産処分が一定の年数に限ったものである場合には、その期間経過後に、更新する期間について再度申請又は報告を行う必要があります。（「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」2 (2)。P. 129 参照）
- なお、「貸与期間中に事業主から申し出がなければ契約は更新される」といった内容が契約書に記載されている契約について更新がある場合でも、更新される期間について改めて手続が必要となります。
- 既に承認を受けたもの（報告事項を含む。）について、処分内容に変更がなく、単に処分期間の更新を行う場合は、添付資料を簡素化する取扱いとしております。（P. 120～P. 121 参照（一覧の●部分の資料の提出のみで構わない））
ただし、処分内容に変更（貸与額の変更も含む。）が生じた場合は、添付資料の簡素化の取扱いは該当しません。（P. 168 参照）

Q. 53 公共施設へ転用する場合でも、利用者から施設の使用料又は利用料金を徴収すれば、「営利を目的とし又は利益をあげる場合」に該当し、有償処分となるのでしょうか。

A. 53

- 公共施設の使用料又は利用料金の設定については、地方公共団体において判断されるべき事柄です。財産処分手続においては、転用後の公共施設を利用する人から、維持管理費に相当するものとして条例等により規定された使用料又は利用料金を徴収する場合であっても、無償による処分として取り扱っています。

【参考】 地方自治法

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

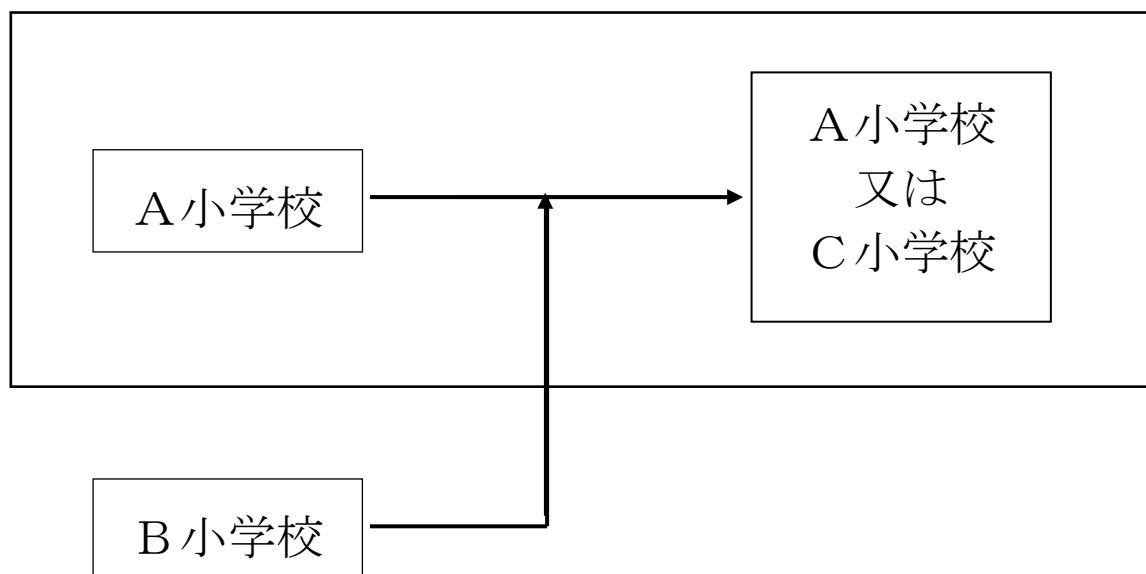
Q.54 学校統合を行ったときの財産処分手続の有無について教えてください。

A.54

- 例えば、A小学校とB小学校を廃校にし、新たに統合校であるC小学校を設置する場合(新設統合)、A小学校をC小学校として活用することは補助目的に適った使用であることから、財産処分手続を不要としています。

なお、A小学校を廃校にせずにB小学校と統合する場合(吸収統合)に、A小学校の名称のまま、ないしは単に名称をC小学校に変更して施設を継続使用する場合にも手続は不要です。

一方、廃校となったB小学校の他の公共施設への転用に当たっては、原則として財産処分手続が必要となります。(Q.20 参照)



Q. 55 屋根貸し等により、校舎の屋上等に太陽光パネルを設置する場合の財産処分手続について教えてください。

A. 55

○ 原則として財産処分手続が必要ですが、校舎の屋上等に、自ら太陽光パネル等の再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合や、同設備を設置するために第三者に有償又は無償で補助対象財産の一部を貸与する場合(屋根貸し等)であって、次の2点を満たす際には補助金等の交付の目的に反しないため、財産処分手続は不要としています。

① 補助対象財産である施設の整備目的を妨げないと認められること。

【参考(例)】

通常は立入りのできない屋根、管理上の都合で取得した法地など、補助対象財産の性質や設計上の理由等から整備目的のためには使用しない場所に、再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合

② 補助対象財産である施設の財産的価値を損なうことがないこと。

【参考(例)】

学校施設として必要となる耐震性能が確保されるなど、補助対象財産である施設の強度を損なわない場合かつ、通常の維持管理業務に支障をきたさない場合

- なお、廃校・休校等に太陽光パネル等の発電設備を設置する場合は、校舎等が学校教育の目的で使用されておらず、実態として太陽光発電の専用施設となるため、財産処分手続が必要となります。

Q. 56 国庫補助を受けて建設された屋内運動場に設置されている吊り天井について、児童生徒の安全確保の観点から、撤去を考えています。補助事業完了後 10 年未経過の場合、国庫納付が必要になるのでしょうか。

A. 56

- 施設としての機能を損なわない(=補助金等の交付の目的に反しない)限りにおいて、経過年数にかかわらず財産処分手続は不要としています。

【参考】

平成 25 年 8 月 21 日付け文部科学省施設企画課防災推進室事務連絡(P. 170 参照)

Q. 57 道路拡張工事などに伴い、国庫補助を受けて建設された施設が移転補償の対象となった場合、有償の財産処分として取り扱われるのでしょうか。

A. 57

- 移転補償費を受け取った上で取壊しを行い、それを原資に取壊し面積以上の建物を復旧する場合や、復旧する建物の面積が取壊し面積には満たないものでも、移転補償費の全額を当該施設の取壊し・復旧に充てている場合には、収益が生じるとはいえないため、無償の財産処分となります。しかし、移転補償費を受け取ったが、建物の復旧を行わない場合や、建物の復旧は行うものの復旧する建物の面積が取壊し面積に満たないもので、移転補償費の一部が地方公共団体の収益になると考えられる場合には、有償の財産処分となります。復旧する建物の面積が取壊し面積に満たない場合には、取壊し面積と復旧する建物の面積の差が有償処分となる面積です。

なお、補助事業完了後 10 年以上経過した建物等の有償による財産処分のうち、国庫納付金相当額以上の額を学校施設整備のための基金として積み立てる場合には、国庫納付を不要とすることができます。(Q. 34 参照)

Q. 58 設備の取壊しや転用、移設に当たり必要な財産処分
手続について教えてください。

A. 58

○ 以下のような場合には、財産処分手続不要とします。

① 設備の交換を国庫補助を受けずに行い、既存の設備
(補助あり) を廃棄する場合

厳密には、国庫補助を受けて取得した設備の取壊しに
該当し、財産処分手続が必要となります。しかしながら、
交換に当たり国庫補助を受けない場合には、投入された
1つの補助に対して1つの効用(設備)が存在するという
状況は確保されることから、財産処分手続は不要とし
ます。なお、交換にあたり国庫補助を受ける場合には、
新設時に投入された補助の効用は滅失してしまうこと
から、取壊しの財産処分手続が必要となります。

② 設備を転用・移設する際、転用先の学校種が別であ
っても、転用する設備の補助時点で同じ補助事業を活
用して設備の整備が可能であった場合

厳密には、国庫補助を受けて取得した設備の転用に該
当し、財産処分手続が必要となります。しかしながら、
使用者が補助事業者のままであり、かつ、転用後の学校
種でも同一の補助の活用が可能である場合には、転用後

も広義には補助目的が達成されていると考えられることから、財産処分手続は不要とします。

※ 個別具体的な事情を勘案し、万が一補助金の詐取に当たるような事例があった場合には、上記の条件を満たしていても財産処分手続が必要なものとして扱うこととします。

<よくある質問：空調設備の移設について>

※下記②は移設先の学校種が異なっても OK（移設先の学校種が別であっても、移設する設備の補助時点で同じ補助事業を活用して設備の整備が可能であった場合に限る）

- ① 空調設備を設置した校舎等について、統合等により、空調設備の処分制限期間内に取り壊す場合



- ② 空調設備を設置した校舎等について、統合等により、空調設備の処分制限期間内に、かつて設置した空調設備を新校舎に単費で移設する場合



- ③ 空調設備を設置した校舎等について、統合等により、空調設備の処分制限期間内に、かつて設置した空調設備を新校舎に補助金を得て移設する場合



Q. 59 財産処分関係書類の提出先を教えてください。

A. 59

- 補助事業の内容に応じて財産処分関係書類の提出先が異なりますので、財産処分手続を行う場合には、下記一覧を参考に適切な部署へ必要書類の御提出をお願いします。なお、財産処分箇所が複数の部署の補助事業にまたがる場合は、それぞれの部署に対応する事業のみについて、申請書等必要書類を提出してください。

処分する財産	担当課
下記以外の財産処分	大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課 振興地域係
災害復旧事業	大臣官房 文教施設企画・防災部 参事官(施設防災担当)付 災害復旧係
幼稚園 (平成 17 年度以前の予算に係る補助を受けたもの及び左記と同時に申請する平成 18 年度以降の予算に係る補助を受けたものに限る。)	初等中等教育局 幼児教育課 振興係
産業教育施設	初等中等教育局 参事官(高等学校担当)付 産業教育振興室 助成係
プール、武道場等	スポーツ庁 参事官(地域振興担当) 施設整備係

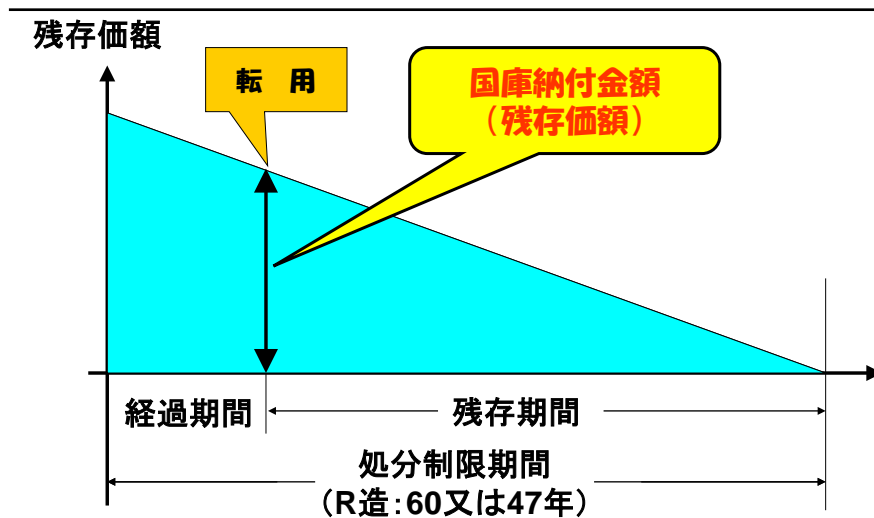
※公立学校給食施設については、施設助成課 振興地域係が担当。

※地デジ、校内 LAN、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金に係る財産処分手続については、施設助成課 振興地域係が担当。

第4節 国庫納付及び基金積立てについて

Q.60 国庫納付金額及び基金積立て額(以下、国庫納付額等)の算定方法を教えてください。

国庫納付金額のイメージ



A.60

- 財産処分により補助目的以外の用途に学校施設が供されることで、補助の効果は滅失してしまうことになります。

このため、財産処分が行われた時点での残存価額を国庫納付額等として考えます。

具体的な金額を算出するに当たっての注意事項及び計算式は下記のとおりです。

【注意事項】

- ・国庫納付額等は、棟別、補助事業別に算出。
- ・棟別の国庫補助額は面積按分にて算出。これらにより難しい場合には、設計書や実績報告

書に基づき算出。

- ・棟別の譲渡額・貸与額は不動産鑑定評価額や固定資産税評価額等に基づき算出。
- ・補助事業別の譲渡額・貸与額は事業ごとの補助額按分にて算出。譲渡額・貸与額の按分結果は小数点以下切上げ・切捨て・四捨五入のいずれも行わず、そのままの数値を用いる。

なお、事業全体の補助額ではなく、該当する事業のうち、財産処分する部分に係る補助額で按分する必要があることに注意。

【参考(例)】

$$\text{譲渡額} \times \text{A事業の事業費} / \text{A事業} \cdot \text{B事業の事業費計} = \text{A事業の譲渡額}$$

- ・有償譲渡の場合には、①処分する建物の補助金相当額と②譲渡額に係る補助金相当額を比較し、いずれか廉価な方を国庫納付額等として採用。
- ・有償貸与の場合には、①貸与期間に係る補助金相当額と②貸与額に係る補助金相当額を比較し、いずれか廉価な方を国庫納付額等として採用。
- ・実績報告書・額の確定通知及び当時の決算書を紛失している等の事由により、補助額が不明な場合には、①の算出ができないため、②をもって国庫納付額等とする。
- ・実績報告書を紛失している等の事由により補助率が不明な場合には、②の計算に当たっては、当該事業年度の該当しうる補助率のうち、最も高いものを採用する。

【参考(例)】

新增築・危険改築・不適格改築のいずれの事業かが不明な場合、新增築の 1/2 を計算に用いる。

<計算式>

(1) 新增築、危険改築等に伴う国庫納付額等の算出(貸与除く)

(算定方法)

棟別・事業別の補助額や、譲渡額を算出した上で、無償の処分の場合には①、有償譲渡の場合には①、②のうち廉価な方を国庫納付額等とする(1円未満切捨て)。

①処分する建物の補助金相当額

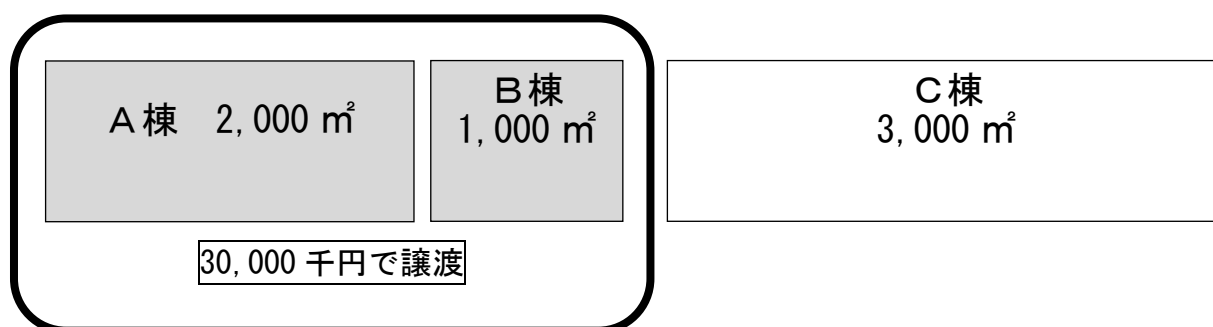
$$\text{補助額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{補助面積}} \times \frac{\text{処分制限期間} - \text{経過年数}}{\text{処分制限期間}}$$

②譲渡額に係る補助金相当額

$$\text{譲渡額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{譲渡面積}} \times \text{補助率}$$

(具体例)

棟名	事業名	補助面積(m ²)	補助額(千円)	経過年数	補助率	財産処分面積(m ²)
A棟	新增築	2,000	50,000	7年	1/2	2,000
B棟		1,000				1,000
C棟		3,000				対象外



上記校舎(A棟:RC造,保有2,000 m²、B棟:RC造,保有1,000 m²、C棟:RC造,保有3,000 m²)のうち、A棟の2,000 m²及びB棟の1,000 m²を30,000千円で有償譲渡する場合の国庫納付額。

《必要に応じて行う計算》

○棟別の補助額を面積按分にて算出。(棟別の補助額が設計書等により積算できない場合)

【各棟の補助額按分】

棟名	補助金額 (円)	×	各棟の 補助面積 (㎡)	÷	全体の 補助面積(㎡)	=	各棟の補助金額(円)
A棟	50,000,000	×	2,000	÷	6,000	=	16,666,666
B棟	50,000,000	×	1,000	÷	6,000	=	8,333,333

○棟別の譲渡額を補助額按分にて算出。(棟別の譲渡額が評価額等により積算できない場合)

【各棟の譲渡額按分】

棟名	譲渡額(円)	×	各棟の 補助金額 (円)	÷	全体の 補助金額(円)	=	各棟の譲渡額(円)
A棟	30,000,000	×	16,666,666	÷	25,000,000	=	20,000,000
B棟	30,000,000	×	8,333,333	÷	25,000,000	=	10,000,000

《国庫納付額等の算出》

●①処分する建物の補助金相当額と②譲渡額に係る補助金相当額を比較し、いずれか廉価な方を国庫納付額等として採用。

①処分する建物の補助金相当額

棟名	各棟の 補助金額 (円)	×	各棟の 財産処分 面積(㎡)	÷	各棟の 補助面積 (㎡)	×	残存年数 (処分制限期間- 経過年数) (年)	÷	処分 制限 期間 (年)	=	補助金 相当額(円)
A棟	16,666,666	×	2,000	÷	2,000	×	60-7	÷	60	=	14,722,221
B棟	8,333,333	×	1,000	÷	1,000	×	60-7	÷	60	=	7,361,110
① 合計										22,083,331	

②譲渡額に係る補助金相当額

棟名	各棟の 譲渡額(円)	×	各棟の 財産処分 面積(㎡)	÷	各棟の 譲渡面積 (㎡)	×	補助率	=	補助金 相当額(円)
A棟	20,000,000	×	2,000	÷	2,000	×	1/2	=	10,000,000
B棟	10,000,000	×	1,000	÷	1,000	×	1/2	=	5,000,000
②合計									15,000,000

⇒ ① > ②のため、② = 15,000,000円が国庫納付額

(2) 新增築・危険改築等で建設後に実施した大規模改造・地震補強事業等に係る国庫納付金額等の算出(貸与除く)

(算定方法)

棟別・事業別の補助額や、譲渡・貸与額を算出した上で、無償の処分の場合には①、有償譲渡の場合には①、②のうち廉価な方を国庫納付額等とする(1円未満切捨て)。(1)に基づき別途算出した新增築・危険改築等に係る補助金相当額との合計が、財産処分全体の国庫納付額等となることに注意。

①処分する建物の補助金相当額

$$\text{補助額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{補助面積}} \times \frac{\text{処分制限期間}-\text{大規模改造等を実施するまでの経過期間}-\text{大規模改造後経過期間}}{\text{処分制限期間} - \text{大規模改造等を実施するまでの経過期間}}$$

②譲渡額に係る補助金相当額

$$\text{譲渡額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{譲渡面積}} \times \text{補助率}$$

(具体例)

棟名	事業名	補助面積(m ²)	補助額(千円)	経過年数	補助率	財産処分面積(m ²)
A棟	新增築	2,000	25,000	25年	1/2	2,000
	危険	1,000	15,000	25年	1/3	1,000
	大改	2,500	10,000	15年	1/3	2,500



上記校舎(RC造, 保有 3,000 m²)の全部(3,000 m²: 新增築に係る財産処分面積 2,000 m²、危険改築に係る財産処分面積 1,000 m²、大規模改造に係る財産処分面積 2,500 m²)を 30,000 千円で有償譲渡する場合の基金積立て額。

《財産処分箇所に入っている補助が重なっている場合に行う計算》

○事業別の譲渡額を補助額按分にて算出。

【各事業の譲渡額按分】

事業名	譲渡額(円)	×	各事業の 補助金額(円)	÷	全体の 補助金額(円)	=	各事業の譲渡額 (円)
新增築	30,000,000	×	25,000,000	÷	50,000,000	=	15,000,000
危険改築	30,000,000	×	15,000,000	÷	50,000,000	=	9,000,000
大改	30,000,000	×	10,000,000	÷	50,000,000	=	6,000,000

《国庫納付額等の算出》

●①処分する建物の補助金相当額と②譲渡額に係る補助金相当額を比較し、いずれか廉価な方を国庫納付額等として採用。

①処分する建物の補助金相当額

事業名	各事業の 補助金額 (円)	×	各事業の 財産処分 面積(m ²)	÷	各事業の 補助面積 (m ²)	×	残存年数 (処分制限期間 -経過年数) (年)※1	÷	処分 制限 期間 (年) ※2	=	補助金 相当額(円)
新增築	25,000,000	×	2,000	÷	2,000	×	60-25	÷	60	=	14,583,333
危険 改築	15,000,000	×	1,000	÷	1,000	×	60-25	÷	60	=	8,750,000
大改	10,000,000	×	2,500	÷	2,500	×	60-10-15	÷	60-10	=	7,000,000
①合計										30,333,333	

※1 大改は、(処分制限期間-大改を実施するまでの経過期間-大改後経過期間)

※2 大改は、(処分制限期間-大改を実施するまでの経過期間)

②譲渡額に係る補助金相当額

事業名	各事業の 譲渡額(円)	×	各事業の 財産処分 面積(m ²)	÷	各事業の 譲渡面積 (m ²)	×	補助率	=	補助金 相当額(円)
新增築	15,000,000	×	2,000	÷	2,000	×	1/2	=	7,500,000
危険 改築	9,000,000	×	1,000	÷	1,000	×	1/3	=	3,000,000
大改	6,000,000	×	2,500	÷	2,500	×	1/3	=	2,000,000
②合計									12,500,000

⇒ ① > ② のため、② = 12,500,000 円が基金積立て額

(3) 新增築・危険改築等で建設後に実施した大規模改造・地震補強事業等に係る国庫納付金額等の算出(貸与の場合)

(算定方法)

無償貸与の場合には①、有償貸与の場合には①、②のうち廉価な方を国庫納付額等として扱う。譲渡の場合と異なり、経過年数ではなく貸与年数を計算に用いることに注意(1円未満切捨て)。

貸与期間については、1か月単位。1か月未満の端数がある場合には1日単位で計算する。

①貸与期間に係る補助金相当額(括弧内は大規模改造等の場合に使用)

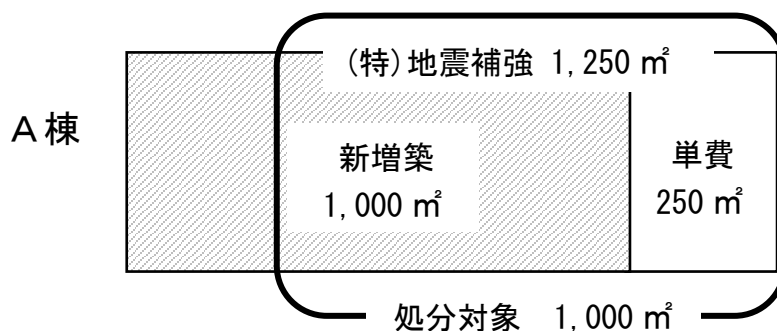
$$\text{補助金額} \times \frac{\text{処分面積}}{\text{補助面積}} \times \frac{\text{貸与期間}}{\text{処分制限期間(-大規模改造等を実施するまでの経過期間)}}$$

②貸与額に係る補助金相当額

$$\text{貸与額総額(又は貸与額/年} \times \text{貸与年数)} \times \frac{\text{処分面積}}{\text{貸与面積}} \times \text{補助率}$$

(具体例)

棟名	事業名	補助面積(m ²)	補助額(千円)	経過年数	補助率	財産処分面積(m ²)
A棟	新增築	1,000	40,000	20年	1/2	750
	(特)地震補強	1,250	30,000	10年	2/3	1,000



上記校舎(S造, 保有 1,250 m²)のうち、1,000 m²(新增築に係る財産処分面積 750 m²、(特)地震補強事業に係る財産処分面積 1,000 m²)を 3,000 千円/年で5年間有償貸与する場合の基金積立て額。

《財産処分箇所に入っている補助が重なっている場合に行う計算》

○財産処分対象箇所の補助額を算出。

【財産処分対象箇所の各事業の補助額】

事業名	補助金額 (円)	×	各事業の 財産処分面積 (㎡)	÷	全体の 補助面積 (㎡)	=	各事業の補助金額 (円)
新增築	40,000,000	×	750	÷	1,000	=	30,000,000
(特)地震補強	30,000,000	×	1,000	÷	1,250	=	24,000,000

○事業別の貸与額を補助額按分にて算出。

【各事業の貸与額按分】

事業名	貸与額 (円/年)	×	貸与年 数(年)	×	各事業の 補助金額(円)	÷	全体の 補助金額(円)	=	各事業の貸与額 (円)
新增築	3,000,000	×	5	×	30,000,000	÷	54,000,000	=	8,333,333
(特) 地震補強	3,000,000	×	5	×	24,000,000	÷	54,000,000	=	6,666,666

《国庫納付額等の算出》

●①貸与期間に係る補助金相当額と②貸与額に係る補助金相当額を比較し、いずれか廉価な方を国庫納付額等として採用。

①貸与期間に係る補助金相当額

事業名	各事業の 補助金額 (円)	×	各事業の 財産処分 面積(㎡)	÷	各事業の 補助面積 (㎡)	×	貸与年数 (年)	÷	処分 制限 期間 (年)※	=	補助金 相当額 (円)
新增築	40,000,000	×	750	÷	1,000	×	5	÷	40	=	3,750,000
(特) 地震補強	30,000,000	×	1,000	÷	1,250	×	5	÷	40-10	=	4,000,000
①合計										7,750,000	

※ (特)地震補強は、(処分制限期間-(特)地震補強を実施するまでの経過期間)

②貸与額に係る補助金相当額

事業名	各事業の 貸与額(円)	×	各事業の 処分面積 (㎡)	÷	貸与面積 (㎡)	×	補助率	=	補助金 相当額(円)
新增築	8,333,333	×	750	÷	1,000	×	1/2	=	3,124,999
(特) 地震補強	6,666,666	×	1,000	÷	1,000	×	2/3	=	4,444,444
②合計									7,569,443

⇒ ① > ② のため、② = 7,569,443 円が基金積立て額

なお、各年度に分割して積み立てる場合の積立て額は下記のとおり。分割して積み立てる場合、承認申請書等に分割して積み立てたい旨の記載が必要。(Q. 68 参照)

$$7,569,443 \text{ 円} \div 5 \text{ 年} = 1,513,888.6 \text{ 円}$$

1年目 1,513,891 円

2年目 1,513,888 円

3年目 1,513,888 円

4年目 1,513,888 円

5年目 1,513,888 円

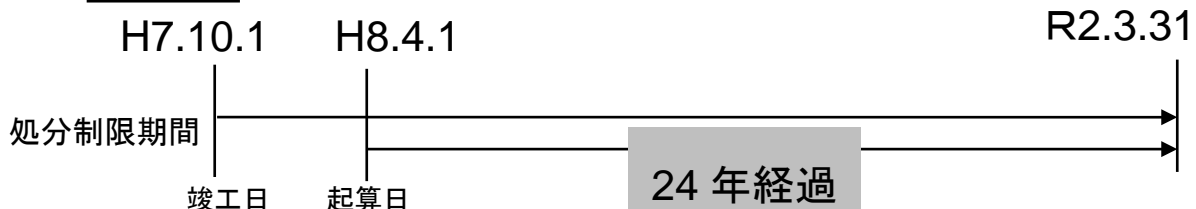
計 7,569,443 円

Q. 61 補助事業等により取得した財産の処分制限期間の算定について、経過年数の考え方を教えてください。例えば、平成7年度の補助事業で整備した校舎(木造:処分制限期間24年間)が平成7年10月1日に竣工した場合、この校舎の処分制限期間は、令和元年9月30日までとなるのでしょうか。

A. 61

- 処分制限期間については、補助事業完了の翌年度の4月1日を起算日とし、1年未満の端数は切り上げることとしています。また、処分制限期間は、最終年の3月31日までとなります。事例①においては、令和2年3月31日までが処分制限期間となります。

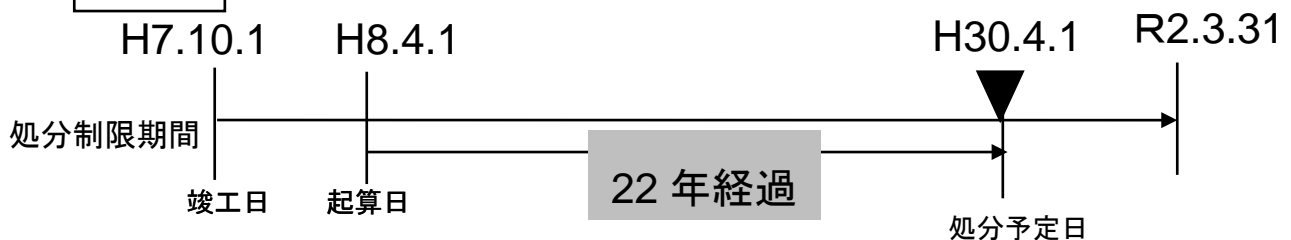
事例①



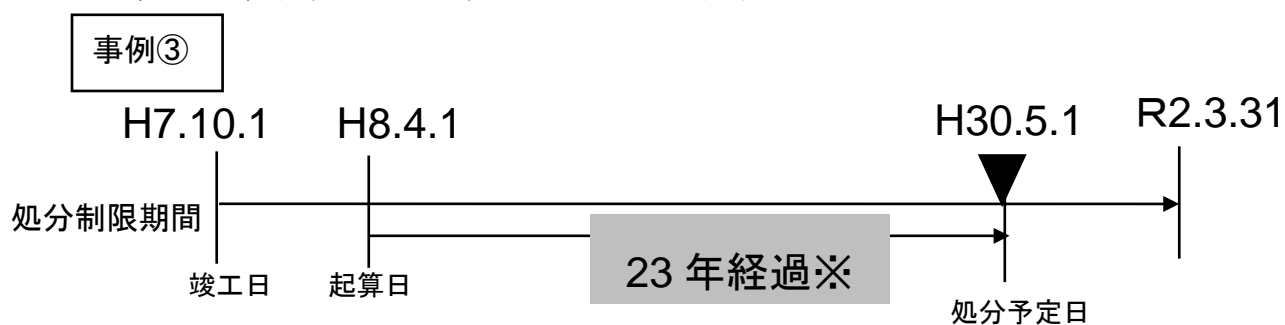
経過年数については、実務上は、財産処分予定日の前日の属する年度から、補助事業の完了年度を減じることによって経過年数を計算することができます。

例えば、事例②において、平成30年4月1日に処分する場合の経過期間は22年となります。

事例②



事例③において、平成 30 年 5 月 1 日に処分する場合の経過期間は 23 年となります。



※22年1ヶ月经過⇒23年経過と計算する。

◇経過年数の考え方(木造・24年間の場合)

経過年数	処分日の前日が属する月
0	平成7年(建築完了年度)
1	平成8年4月～翌3月
2	平成9年4月～翌3月
3	平成10年4月～翌3月
4	平成11年4月～翌3月
5	平成12年4月～翌3月
6	平成13年4月～翌3月
7	平成14年4月～翌3月
8	平成15年4月～翌3月
9	平成16年4月～翌3月
10	平成17年4月～翌3月
11	平成18年4月～翌3月
12	平成19年4月～翌3月
13	平成20年4月～翌3月
14	平成21年4月～翌3月
15	平成22年4月～翌3月
16	平成23年4月～翌3月
17	平成24年4月～翌3月
18	平成25年4月～翌3月
19	平成26年4月～翌3月
20	平成27年4月～翌3月
21	平成28年4月～翌3月
22	平成29年4月～翌3月
23	平成30年4月～翌3月
24	平成31年4月～翌3月

処
分
制
限
期
間

Q. 62 民間事業者が廃校施設等を活用する場合、国庫納付は必要でしょうか。

A. 62

- 財産処分の際に必要な手続や国庫納付の要否を判断するに当たっては、使用者が地方公共団体であるか民間事業者等の第三者であるかを区別していません。
行おうとする財産処分が有償であるか無償であるか、補助事業完了後何年が経過しているか等により、必要な手続を確認してください。

Q. 63 廃校施設等を有償で譲渡(貸与)する場合、国庫納付金相当額を売却額等へ上乗せしてもいいのでしょうか。

A. 63

- 廃校施設等は、地方公共団体の所有する財産ですので、その処分に際しての契約方法等については、地方公共団体と処分先である相手方とにおいて取り決められる事柄になります。

なお、財産処分手続においては、有償で処分する場合であっても、補助事業完了後 10 年以上経過した施設等については、国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てることにより、国庫納付金を免除する取扱いにしています。(Q. 34 参照)

Q. 64 基金積立てを条件として国庫への納付を不要とする場合、基金の設置や積立てはいつまでに行う必要があるのでしょうか。

A. 64

- 基金の積立て時期については、当該処分の日から1年以内に基金を設置し、国庫納付金相当額以上を積み立て、適切に運用していくこととしています。（「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」4(1)②（注1）。P. 131 参照）

期限内に積立てが行われなかった場合には、改めて承認が必要になる可能性がありますので御注意ください。

なお、積立てが期限までに行えるのであれば、基金の設置は承認前・承認後のいずれでも構いません。

Q. 65 基金積立て後に、報告を行う必要があるのでしょうか。

A. 65

- 基金の設置及び積立状況等を P. 166～P. 167 の様式によって、補助金等を所管する各課宛に報告するようお願いいたします。（「基金設置及び積立て状況調書」の記載方法は P. 123 参照）

なお、本報告については、処分の日から 1 年以内の基金積立て状況等を確認する趣旨で実施するものであり、継続的に運用状況の報告を求めるものではありませんので、基金を取り崩す際の報告は不要です。（Q. 69 参照）

Q.66 積み立てる基金の使用範囲はどこまで認められるのでしょうか。

A.66

- 基金の使用範囲について、積み立てる財源の性質に鑑みて、その用途は、当該地方公共団体内の公立学校の施設整備費のみに充てられます。

なお、新たに積立てを行う際に積立状況の報告が必要となりますが、積み立てた基金については、取崩しまでの期間は特に定めていません。積立状況を報告した後、各地方公共団体で必要なときに施設整備の財源として充当してください。

【参考】基金の使用範囲

対象校：域内の公立学校

対象経費：域内の公立学校施設整備費

充 当 先：工事請負費(起債償還への充当不可)

※基金の使用範囲は、工事請負費を伴う域内の学校施設整備に係る投資的な経費であり、工事請負費を伴わない備品購入や小規模な修繕などは基金の対象外となる。

Q. 67 学校施設整備のためだけに充てる基金条例がなく、公共施設全般に充てる基金条例しかありません。新たに基金条例を制定しなければならないでしょうか。

A. 67

- 基金積立てを条件とした承認については、当該地方公共団体の設置する学校の施設整備に要する経費に充てることのみを目的とした基金に積み立てることが必要となります。

学校の施設整備のみに充てる基金条例を制定していない場合には、新たな基金条例を制定する、又は既存の基金条例を、財産処分手続に伴い積み立てたものについては学校施設整備にのみ充当することができるよう改正する必要があります。(P. 122 参照)

積立ての期限までに条例を制定・改正することが困難な場合には、財産処分の各担当課まで御相談ください。

Q. 68 分割して基金の積立てを行うことはできますか。

A. 68

- 基金の積立ては、処分の日から1年以内に行うこととしているため、原則として分割積立てはできないと解すべきです。

しかしながら、複数年にわたり貸与を行う場合や有償譲渡で複数年にわたり譲渡額が支払われる場合には、処分の日から1年以内には、1年目に係る契約金額のみが契約相手方から支払われるため、結果として基金に積み立てるための財源が確保できない可能性があります。このため、複数年にわたる有償貸与や複数年にわたり譲渡額が支払われる有償譲渡の場合にのみ、各年度に分割した積立てを運用上認めています。

- ただし、一括積立てが原則のため、分割を希望する場合には、申請書等にその旨を記載する必要があります。
なお、分割積立ての場合は、その回数に制限はなく、完了期限は「当該終期の属する年度」末日までとします。

(例)

廃校施設等を民間事業者等に平成30年9月1日から5年間有償で貸与し、その処分に係る国庫納付金相当額以上の基金を分割して積み立てる場合は、終期が令和5年8月31日であることから、令和5年度末（令和6年3月31日）までに、国庫納付金相当額以上の基金を積み立てる。

- 基金の積立て状況は、毎回の積立て後に報告する必要があります。

【参考】

基金積立てを行わず、国庫納付による場合は、分割での納付は認めていません。

Q. 69 基金の積立て状況については報告していますが、取り崩した場合の報告はどうすればいいでしょうか。

A. 69

- 基金を取り崩す際の報告は不要です。ただし、基金の積立て状況の報告に当たっては、当該処分に係る積立ての状況だけでなく、その基金においてこれまで積み立て、運用したものの全体を記載する必要があります。（「基金設置及び積立て状況調書」参照。記載方法はP. 123参照）

上記により、取崩し以降に新たに財産処分の承認を受け、これに伴って基金への積立てを行った際には、過去の取崩しの状況についても報告されることとなります。